（機構法第十六条第二項第一号に規定する文部科学省令で定める組織の変更）	［条を加える。］
第十八条　機構法第十六条第二項第一号に規定する文部科学省令で定める組織の変更は、次に掲げるものとする。 一　大学の専攻の設置及び専攻に係る課程の変更 二　大学の学部、学科、研究科及び専攻並びに高等専門学校の学科の収容定員の増加 三　大学の学科及び専攻並びに高等専門学校の学科に設定される履修上の区分に係る変更（前二号に掲げるものを除く。）	
（機構法第十六条の三第二項に規定する文部科学省令で定める事項）	［条を加える。］
第十九条　機構法第十六条の三第二項に規定する助成業務を実施するために必要な事項として文部科学省令で定めるものは、同法第十六条第二項第一号に規定する業務の実施体制その他の事項とする。	
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律（令和四年法律第九十四号）の施行の日（令和五年二月二十日）から施行する。